

北海道文教大学篤志奨学金規程

(平成23年11月22日 則 第4号)

(設置及び目的)

第1条 北海道文教大学(以下「本学」という。)に在籍する学生の学業を助成、奨励するために北海道文教大学篤志奨学金(以下「篤志奨学金」という。)を置き、その運営を円滑に行うために必要な事項を定める。

(資金)

第2条 篤志奨学金は、特定の個人または法人から贈られた寄付金をもってその資金とする。

(奨学生の資格)

第3条 奨学生となる者は、成績優秀な学生で経済的理由により学業の継続が困難な最終学年の者とする。

(貸与等)

第4条 この奨学金は、貸与とする。

(採用及び貸付額等)

第5条 奨学生の採用及び奨学金の貸与額、貸与人数、貸与方法、貸与期間等は、篤志奨学金選考委員会(以下「選考委員会」という。)の議を経て、学長が決定する。

(選考委員会)

第6条 奨学生の採用及び奨学金の貸与額等について審議するために選考委員会を設置する。

2 選考委員会は、学部長、事務局長、事務局次長、学務部次長をもって組織する。

(申請)

第7条 奨学金の貸与を希望する学生は、次の各号に定める書類に必要事項を記入し、学長に願い出なければならない。

- (1) 申請書 別紙様式1
- (2) 誓約書 別紙様式2
- (3) 学業目標及び将来の進路計画書 別紙様式3
- (4) 奨学金返還計画書 別紙様式4
- (5) 貸付金借用書 別紙様式5

(変更届出)

第8条 奨学生が次の各号の一に該当するときは、直ちに学長へ届け出なければならない。

- (1) 休学又は退学したとき
- (2) 本人の住所に変更があったとき
- (3) その他重要事項に変更があったとき

(報告)

第9条 奨学生は、学年度末に生活状況報告書(別紙様式6)を学長に提出しなければならない。

(停止・取消し)

第10条 奨学生が次の各号の一に該当したときは、奨学金の停止又は資格を取り消す。

- (1) 退学したとき
- (2) 休学又は長期にわたり欠席したとき
- (3) 学業不振、品行不良で成業の見込みがないと認められたとき
- (4) 懲戒処分等において学籍を喪失したとき
- (5) その他奨学金を必要としなくなったとき

(奨学金の返還)

第11条 貸与奨学生は、卒業又は退学等により奨学金を貸与されなくなったときは、卒業の日又は退学の日の属

する月の翌月から5年以内に年賦、半年賦、月賦の方法により奨学金を返還するものとする。

(奨学金の返還猶予)

第12条 奨学金返還の猶予を受けようとする者は、別に定める猶予願を学長に提出し、承認を受けなければならない。

(事務所管)

第13条 この奨学金に関する事務の所管は、会計課及び学生課とする。

(改 廃)

第14条 この規程の改廃は、選考委員会の議を経て理事会が行う。

附 則

この規程は、平成23年12月1日より施行する。